

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子
(公印省略)

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称:独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
代表者:本部長 中山 靖史
所在地:東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 アイランドタワー13階
- 対象事業の名称及び種類
名称:(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業
種類:高層建築物の設置
- 対象事業の所在地
所在地:東京都港区北青山三丁目地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、その寄与率は高く、A-2地区と接する南西側敷地境界付近で環境基準上限値となるなど大気環境への負荷も高いことから、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行すること。また、その他の環境保全のための措置についても徹底を図り、工事施行中の環境への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる工事着工後25ヶ月目で予測しているが、計画地北西側及び北東側の敷地境界付近は道路幅員が狭く、住居が近接しており、解体工事時等も含めた工事期間全体において騒音・振動の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、敷地内及び敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。